

第 1 号様式（第 4 条関係）

措 置 内 容 等 報 告 書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
報告者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、措置内容等を次のとおり報告します。

工 場 等 又 は 解体作業現場等の名称		
工 場 等 又 は 解体作業現場等の所在地		
委 託 先 処 分 業 者	氏名（法人に あつては名称）	
	処 理 施 設 設 置 場 所	
不 適 正 な 処 分 の 状 況		
講 じ た 措 置 の 内 容		
確 認 年 月 日 及 び 確 認 方 法	年 月 日	

（規格 A 4 版）

備考 「確認年月日及び確認方法」の欄は、当該不適正な処分を確認した日及びその方法を記載してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

産業廃棄物保管場所届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、
産業廃棄物の保管場所について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地等	所在地	
	面積	m ²
	土地所有者等の氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)	
	土地所有者等の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
産業廃棄物の種類及び数量		
産業廃棄物の保管の方法		
保管後の搬出先 (積替え保管の場合に限る。)		
保管場所の使用開始(予定)年月日		年 月 日

(規格 A 4 版)

備考

- 「産業廃棄物の種類及び数量」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項又は令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類及び保管しようとする産業廃棄物の最大の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。

2 「保管後の搬出先（積替え保管の場合に限る。）」の欄は、保管していた産業廃棄物を処分又は再生する事業者名を記入してください。

3 「保管場所の使用開始（予定）年月日」の欄は、届出時点で想定される保管開始日（予定日で可）を記載してください。

4 次に掲げる書類及び図面を添付してください。

（1） 保管場所の付近の見取図

（2） 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図

（3） 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面

（4） その他知事が必要と認める書類又は図面

第 3 号様式（第 7 条関係）

産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、届出事項の（変更・廃止）について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地		
変更内容	変 更 前	変 更 後
(変更・廃止)年月日	年	月 日

(規格 A 4 版)

備考

- 次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。
 - 保管場所の付近の見取図
 - 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図
 - 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面
 - その他知事が必要と認める書類又は図面
- 廃止の場合は、変更後欄に「廃止」と記入してください。

(表面)

第4号様式(第8条関係)

県外産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第9条第1項本文の規定により、産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称			
工場等又は解体作業 現場等の所在地			
県内に搬入し 処分しようとする 産業廃棄物	種 類	処 分 数 量 (m ³ 又は t)	処 分 方 法
	計 (契約日以前1年間)	()	
処 分 期 間	年 月 日 (搬入開始予定) から 年 月 日まで		
産 業 廃 棄 物 の 性 状			
産 業 廃 棄 物 の 発 生 工 程			
産 業 廃 棄 物 の 収 集 ・ 運 搬 業 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	許 可 番 号		

(裏面)

産業廃棄物の処分業者	埋立処分以外の処分	氏名又は名称	
		住所	
		許可番号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	
	埋立処分	氏名又は名称	
		住所	
		許可番号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする産業廃棄物」の欄は、法第 2 条第 4 項又は令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、() 内に、当該委託契約日以前 1 年間に委託した数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で使用される薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する産業廃棄物を処理する施設の種類、当該施設の 1 日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(表面)

第 5 号様式 (第 10 条関係)

県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 9 条第 2 項本文の規定により、指定特別管理産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称			
工場等又は解体作業 現場等の所在地			
県内に搬入し処分し ようとする指定特別 管理産業廃棄物	種 類	処 分 数 量 (m ³ 又は t)	処 分 方 法
	計 (契約日以前 1 年間)	()	
処 分 期 間	年 月 日 (搬入開始予定) から 年 月 日まで		
指定特別管理産業 廃棄物の性状			
指定特別管理産業 廃棄物の発生工程			
県 内 へ 搬 入 す る 理 由			

(裏面)

指定特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者		氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
の 指 定 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 者	埋 立 処 分 以 外 の 処 分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	
	埋 立 処 分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする指定特別管理産業廃棄物」の欄は、令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、()内に、当該委託契約日以前1年間に委託した数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「指定特別管理産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で 사용되는薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する指定特別管理産業廃棄物処理する施設の種類、当該施設の1日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

第 6 号様式（第 11 条関係）

県外産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 10 条第 1 項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更 の 内 容	変更前	
	変更後	

（規格 A 4 版）

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 7 号様式（第 12 条関係）

県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 10 条第 2 項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

（規格 A 4 版）

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 10 号様式（第 17 条関係）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
 氏名
 届出者 法人にあつては、名称、代表者の
 氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失について、次のとおり届け出ます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	1	
	2	
	3	
製造業者名（裏面の表より選んでください。）	1	
	2	
	3	
製造番号（確認可能な場合は記入してください。）	1	
	2	
	3	
製造年（確認可能な場合は、西暦で記入してください。）	1	
	2	
	3	
数量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、製造業者ごとに数量を記入してください。）	1	
	2	
	3	
保管開始年月（西暦）		年 月
紛失判明年月日		年 月 日
紛失の経緯及び紛失原因		
紛失状況の調査の結果及び再発防止策		

（規格 A 4 版）

(下の表から該当する製造業者名(製造当時)の番号等を選んで、製造業者名欄に記入してください。)

01	株式会社愛知電機工作所	10	日新電機株式会社
02	富士電気製造株式会社	11	大阪変圧器株式会社
03	株式会社日立製作所	12	株式会社指月電機製作所
04	北陸電気製造株式会社	13	株式会社高岳製作所
05	マルコン電子株式会社	14	株式会社帝国コンデンサ製作所
	二井蓄電器株式会社	15	株式会社東光電気
	東京電器株式会社	16	東京芝浦電気株式会社
06	松下電器産業株式会社	17	中国電機製造株式会社
07	株式会社明電舎	18	古河電気工業株式会社
08	三菱電機株式会社	19	不 明
09	日本コンデンサ工業株式会社	その他(具体名を記入)	
	株式会社関西二井製作所		

備考

- 紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」、「製造業者名」、「製造番号」、「製造年」及び「数量」は、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物ごとに記入してください。
紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が4以上ある場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入し、添付してください。
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。(例: 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいいます。)
- 「数量」の欄は、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入してください。ただし、低圧コンデンサなど、体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって、台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入してください。

第11号様式（第17条関係）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第22条第1項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故について、次のとおり届け出ます。

事故の状況	発 生 日 時	年 月 日 時 分
	発 生 場 所	
	区 別（○を付けてください）	保管中 運搬中（ただし、収集運搬業者に収集運搬を委託した場合は除く。）
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	
	事故の概要	
	事故原因	
等 応 急 状 況 措 置	汚染物の除去の概要	
	汚染物の保管の概要	
再 発 防 止 措 置		

（規格 A 4 版）

備考

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で 600V を超えるものをいいます。）

また、事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」は事故に係るものすべてについて記入してください。

第 12 号様式（第 18 条関係）

表

<p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>所 属</p> <p>職 氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>年 月 日 発 行</p> <p>年 月 日 限 り 有 効</p> </div> </div> <p>上記の者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 23 条第 1 項の規定により立入検査を行うものであることを証明します。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> <p>三重県知事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>印</p> </div> </div>	<p>第 号</p>	<p>5.5 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p>← 9 センチメートル →</p>		

裏

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（抜粋）
（報告及び検査等）

第 23 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

3 第 23 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

